

雨露にうたれ、乞食して居たり、京都御上下に御覽じ、餘に不便に思食、總別乞食は住所不定、此者は何もかはらず、爰に有事如何様可有子細と、或時御不審被立、在所の者に御尋有所の者由來を申上候、昔當所山中の處にて常盤御前を奉殺候依其因果、先祖の者代代頑者と生れて、あの如く乞食仕候、山中の猿とは、此者の事也と申上候、

〔岩淵夜話別集三〕作左衛門○本申はいや、夫は殿家多康徳川の御申被成事には候得ども、人に依ての義にて候、今年廿も三十も若く候はば、殿の様無分別なる人の御供致すは、いらぬものにて候へども、某儀、當年八十に及び、若時よりあの陣この陣の御供を仕り、片目も切潰され、手の指なども切裂れ、足もちんばになり、世の人の片輪と云かたわを、身共一人してからげ候得ば、尋常人前になる事にてはなく候へども、今日迄殿の御情計りにて、御家中にても人がましく罷在候、○下略

〔伊呂波字類抄不疊字〕不具。

〔蓮步色葉集婦〕不具。

〔小右記〕長和五年六月十九日辛卯、大納言示云、見付物骨似人骨、又有溫氣、如此之事其定不一、若可忌七日歟、然者無議可停止也、舊例如此事、或忌卅日、是雖一兩之支不具、依新物所被忌歟、或忌七日、是舊物五體多不具、又雖新物、只有一兩支歟、或不爲穢、是舊骨さらばひなどしたるにや侍らむ、此物可爲穢歟如何、被示驗案内者、可一定侍者、余實資藤原答云、穢事定不似往昔、近代只以無一乎、若一足被定五體不具爲七日穢、古者不然、雖五體不具、背骨相連猶爲卅日穢、抑無指事之時、隨近代例有斷事、然而南山潔齊其慎殊勝云々、初穢疑之時、解除潔齊之後、重有斯事不快事也、重有卜筮可似重疊、殊廻賢慮可被進止、愚心所思、思惱事也、又骨已有濕氣者、若卅日內骨歟、不可謂白骨、潔齊停不事、取案内返報之、今夕以陰陽師可令卜筮、

〔日本書紀一神代〕生月神略○註、其光彩亞日、可以配日而治、故亦送之于天、次生蛭兒、雖已三歲、脚猶不立、